

にいがた

社会参加推進センターだより

TEL・FAX 025-383-3654

URL <http://suishin.n-fureaiplaza.com/>MAIL suishin@n-fureaiplaza.com

第12回 新潟県障害者芸術文化祭

～ふくらむアート ふあっと にいがたフェスティバル～

作品・発表者
募集!

毎年、個性豊かな作品が数多く出展されています。あなたも参加してみませんか？

	美術展	ステージ発表
募集内容	美術作品 絵画・書道・写真 工芸（はり絵、ちぎり絵、陶芸、織物、木工品など） 文芸作品 短歌・俳句・自由詩・川柳	音楽発表 歌唱・器楽演奏・踊り
期日	11月16日（土）～11月23日（土）	11月24日（日）
会場	新潟ふれ愛プラザ 体育館（新潟市江南区亀田向陽1-9-1）	

応募資格 県内に在住する身体障害、知的障害または精神障害のある方

応募締め切り 9月30日（月）申込書を事務局へ郵送してください。

※当日消印有効

お問い合わせ（事務局）

新潟県障害者社会参加推進センター

新潟市江南区亀田向陽1-9-1（新潟ふれ愛プラザ内）電話・FAX 025-383-3654

新潟県障害者芸術文化祭

検索!



(美術展)

成年被後見人の選挙権回復

(公職選挙法の一部改正)

5月27日、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、同法の成年被後見人は選挙権を有しないとする規定が削除され、成年被後見人の選挙権が回復されました。

この改正は、茨城県の被後見人の「被後見人の選挙権の制限は憲法違反」とする訴えに対する東京地裁の違憲判決（3月14日）を契機に議員立法として実現したものです。

改正後の施行は、成立の日から1月後であり、以後の各種選挙に参加が可能となりました。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省ホームページ参照)

「障害者110番」

巡回専門相談会のお知らせ

障害のある方の人権擁護、財産管理など法律的な専門知識が必要とされる問題などに弁護士及び障害者110番相談員がお答えします。(無料)

長岡地区

開催日 9月18日(水) 午後1時から3時まで
会場 ながおか市民センター
(長岡市大手通2丁目2番地6)

南魚沼地区

開催日 10月16日(水) 午後1時から3時まで
会場 南魚沼市ふれ愛支援センター
(南魚沼市坂戸399-1)

※希望される方は、事前に下記までお申し込みください。

電話 025-381-0110

ファックス 025-383-3654

団体紹介コーナー

手を取りあってみんな笑顔に!



「障害者社会参加推進協議会」は、障害者の自立生活と社会参加を推進する新潟県障害者社会参加推進センターの業務に関する企画・立案を行なっています。今号から、協議会の構成団体(20団体)の活動状況等を順次掲載します。

ゆきつばき

雪 椿友の会の誕生・組織

公益社団法人 日本オストミー協会
新潟県支部(雪椿友の会)
支部長 みな がわ あつし
皆 川 厚

社会の共感の輪を広げよう

新潟県重症心身障害児(者)を守る会

会長 なか むら の ぶいち
中 村 農夫一

雪椿友の会は昭和50年に結成されました。当時は、人工肛門や人工膀胱を造設しても現在のような装具もなく、各自が自分で工夫してストーマ(人工肛門・膀胱を言います)の管理を行わざるを得ませんでした。それで患者から大学の先生にお願いをして組織を作っていたのです。

県内を上越・中越・下越・新潟・県央の区域に分け、それぞれの地域の病院の先生を顧問医として、先生によるストーマ管理の指導と会員からの質問、それにストーマ装具の紹介を開始しました。その形が現在も継続されています。その後、ウロ部(人工膀胱)、婦人部、佐渡地区が増設されました。

結成の翌年に全国組織の互療会に入会し、この互療会は平成元年に社団法人日本オストミー協会に、平成23年に公益社団法人日本オストミー協会となり、現在全国59支部があります。

実施事業

目標は、オストメイト(人工肛門・膀胱保有者)の早期社会復帰と生活の質(QOL)の向上で、厚生労働省委託の「社会生活訓練講習会」を毎年実施、この計画を市町村に広報掲載を依頼し、同時にリーフレットによる当会の紹介をお願いしています。

その他、協会誌・支部会誌の発行(年各6回)。オストメイトに関する意見交換の開催。オストメイトに関する相談業務(毎週水曜日)。

また、希望すれば国内・海外のオストメイトとの交流の機会があります(全国大会・アジア大会・友好国との交流会)。



連絡先

公益社団法人 日本オストミー協会 新潟県支部雪椿友の会
〒951-8567 新潟市中央区東中通2-279源川医科器械(株)内
TEL 025-229-7775 FAX 025-229-7919

障害者総合支援法が本年4月1日より施行され、通所支援ならびに18歳以上の入所者に対する障害福祉サービスの実施主体は、都道府県から市区町村に移管されることとなり、これまで以上に地域における活動の重要性が増しています。

障害者総合支援法では、その趣旨に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる」とされています。

県守る会として、県内各地域において「共生の実現」に向けた自らの活動を展開することが求められます。

単に権利のみを主張するのではなく、一人ひとりが地域にあって重症心身障害児者への理解を深める活動を積極的に進め「社会の共感の輪」を広げる活動を展開してまいりたいと思います。



平成24年度の活動を二つ紹介致します。

- 1.重症心身障害者の成年後見人の研修会の開催
平成24年10月21日(日)上越市市民プラザ2階4会議室
- 2.映写会の開催
※静岡県富士市にある生活介護事業所「でら〜と」の取り組みを5年間にわたって記録したドキュメンタリー映画
タイトル「普通に生きる〜自立をめざして〜」
もし私に何かあったら、この子はどうなるの?

県内3か所(柏崎地区・新潟地区・長岡地区)で実施しました。

連絡先

新潟県重症心身障害児(者)を守る会
〒946-0032 魚沼市板木222-1
TEL・FAX 025-792-4880